

## 【現行サービス対象者の考え方について(案)】

## 訪問型サービス・通所型サービス

現行の『サービス』が必要なケース(例えば、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等)



## 現在検討している想定ケース

- ・認定調査票もしくは医師の意見書の認知症自立度がⅡ以上の人、認知症と診断されている人
- ・退院6カ月以内で状態が変化しやすい人
- ・ターミナルケアが必要な人
- ・疾病その他の原因により、状態が変化しやすい人
- ・訪問介護で身体介護が必要な人
- ・その他、現在サービスを利用して、サービスの利用の継続が必要な人  
(服薬管理、体調管理、入浴介助が必要なケースや身体・精神・療育等手帳保有など特別に配慮を必要とするケース等)
- ・上記以外に現行サービスの利用が必要なケース